

産地パワーアップ事業について

1. 事業期間

全国1本で基金管理を行い、特に終期は設けない。

2. 事業実施主体：都道府県

都道府県が作成する事業実施方針に沿って、市町村農業再生協議会（市町村）が産地パワーアップ計画を作成し、都道府県の承認を得る。

3. 取組主体（受益者）

取組主体となるのは、農業者（個人も可）、農業者の団体、民間事業者 等

取組主体は、市町村が作成する産地パワーアップ計画に則した事業計画（別添1）を、市町村農業再生協議会（または県協議会）に提出する。県による審査等の後、県から取組主体に助成金を交付する。

4. 対象作物

特に限定はない。

5. 対象機種

農業専用機械で本体価格（定価）が50万円以上であるもの。

農業機械についてはリース方式による導入となるので、

6. 助成率

本体価格の1/2以内

（留意点）

1. 県商組は、都道府県の担当に商系販売店の存在を認識してもらうことが必要
2. 機械導入の具体的なお客さんがいる場合には、リース事業者と連絡を取って、早めに具体的な申請のタイミングを打ち合わせておくこと
3. 会員企業は、市町村に顔を出して、産地パワーアップ計画に、顧客の機械導入が位置づけられるよう、情報収集すること
4. 農政局や県による説明会には可能な限り参加すること。参加できない場合は、訪問した上で、手続き等を確認すること。
5. 県商組事務局のみでは、手が回らないこともあるので、組合員が一丸になって、県組織、市町村組織への食い込みに努めること